

令和7年度 後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療の保険料は被保険者一人ひとりにかかるものです。
 保険料を決める基準（均等割額・所得割額）は2年ごとに見直しを行い、
 お住まいの市町村を問わず県内均一です。賦課期日は令和7年4月1日です。

☆制度の詳細や保険料の試算などについては、『大分県後期高齢者医療広域連合』のホームページを併せてご覧ください。



1：保険料の決まり方

保険料は以下の計算式により年額が算定されます。【令和6・7年度 保険料率】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料} \\ \hline \text{賦課限度額: 80万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{被保険者1人あたり} \\ \hline \text{59,200円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{賦課のもととなる所得金額(*)} \times \text{所得割率} \\ \hline \text{11.55\%} \\ \hline \end{array}$$

◆令和6年度適用のあった激変緩和措置はなくなりました

※前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)所得金額等の合計から基礎控除額43万円を控除した額(雑損失の繰越控除は適用しない)

2：保険料が軽減される場合

世帯主(加入有無問わず)及び世帯の被保険者の総所得金額等を合計した額をもとに「均等割額」が下記のとおり軽減されます。

軽減割合	世帯(世帯主及び世帯の被保険者)の総所得金額等の合計	軽減後の均等割額
7割軽減	43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1) を超えない世帯	17,760円
5割軽減	43万円 + 30.5万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1) を超えない世帯	29,600円
2割軽減	43万円 + 56万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1) を超えない世帯	47,360円

◆65歳以上(その年の1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。

3：職場の健康保険などの被扶養者であった方

後期高齢者医療制度加入前日に社会保険(市町村国保、国保組合以外)の被扶養者であった方は、所得割額はかからず、資格取得後2年を経過する月まで均等割額が5割軽減されます。 ◆均等割額: 59,200円 → 29,600円【5割軽減】
 ただし、所得が低い方に対する軽減(上記「2」参照)にも該当する方については、軽減割合の高い方が優先されます。

4：後期高齢者医療保険料額決定通知書(及び納入通知書)の見方

保険料算定の基礎

①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 (①×②)	④均等割額	⑤算出額 (③+④)	⑥限度超過額
				*****	*****
⑦所得割額 本年度の保険料額や保険料の算定について記載しています。 (賦課期日以降に資格の取得・喪失がある場合には月割りにて算定します。)					
被用者保険					
①均等割額	均等割額減額	均等割額軽減	被用者保険減額	⑦均等割額	保険料額

後期高齢者医療保険料納入通知書

後期高齢者医療保険料額を次のとおり徴収しますので通知します。

徴収決定理由

徴収決定年月日

市区町村別保険料額

令和 年度市区町村別保険料額 円

令和 年度に徴収する保険料額 円

これまでの保険料納付方法等

保険料徴収方法

特別徴収義務者

特別徴収対象年金

これからの保険料納付方法等

保険料徴収方法

特別徴収義務者

特別徴収対象年金

年金受給額 円

口座情報

金融機関名

支店名

種別・口座番号

口座名義

期別保険料額 単位(円)

期別 (普徴)	月 (特徴)	変更前の保険料額		変更後の保険料額		普通徴収の場合の納期限
		普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	
	4月					
	5月					
	6月					
第1期	7月					
第2期	8月					
第3期	9月					
第4期	10月					
第5期	11月					
第6期	12月					
第7期	1月					
第8期	2月					
	3月					
	翌年度徴収額					
計						
合計						
差引増減額						

期別保険料額

保険料の納め方について記載しています。

- ・特別徴収額の欄に保険料額が記入されている場合は、その月に支払われる年金から保険料が差し引かれます。
- ・普通徴収額の欄に保険料額が記入されている場合は、右記の各納期限までに同封の納付書等で保険料をお納めください。左記口座情報欄に記載のある方は、納期限日に口座振替されます。

口座情報

口座振替登録済みの方は
 こちらに記載があります。

裏面もご覧ください

5：保険料の納め方

◇あなたの保険料の徴収方法は、通知書の「期別保険料額」欄をご覧ください。

特別徴収（年金からの差引きによる納付）

【対象となる方】

年金を年間18万円以上受給されていて、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合算額が年金受給額の1/2以下の方

【保険料の納め方】

特別徴収額の欄に保険料が記載されている場合は、その月の年金から保険料を差引かせていただきます。各年金月の徴収額は原則、以下のとおりです。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
まだ年間保険料額が確定する前のため、前年度2月と同額を徴収します。 ※6・8月徴収額に調整がかかる場合があります。			7月に確定する年間保険料額から仮徴収分(4・6・8月)を差し引いた額を3回(10・12・2月)に分けて徴収します。		

◆次の場合等には特別徴収ができません。一時的に納付書・口座振替等の普通徴収で保険料を納めていただきます。

- ☆年度途中で資格を取得した（75歳を迎えた方等）
- ☆他の市町村から転入し、臼杵市で資格取得したとき
 - ・他の市町村へ転出した

☆年金保険者との調整ができ次第、特別徴収が開始となります。開始前には特別徴収開始通知書をお送りしますのでご確認ください。

- ・申告のやり直し等で、賦課の元となる所得金額が変更になったとき
- ・前年度より保険料が大幅に下がるなどして特別徴収が中断したとき
- ・年金担保、差止めなど年金支払側の事由で特別徴収がされないとき

※年度途中で特別徴収が中止になると、再開は早くとも翌年度10月支払分からとなりますので、ご注意ください。

●特別徴収から口座振替へ納付方法を変更したい場合

申請により 特別徴収(年金から差引き) から 普通徴収(口座振替※) へ納付方法を変更できます。詳しい申請方法や納付方法変更の要件についてはお問合せください。
(※納付書での納付には変更できません。ご了承ください。)

普通徴収（納付書または口座振替による納付）

【保険料の納め方】

普通徴収額の欄に保険料が記載されている場合は、その月の納期限日までに同封の納付書で金融機関・コンビニ等で納めていただきます。スマホ決済アプリでの納付もできます。

また、口座振替のご登録のある方は、納期限日に通知書「口座情報」記載の口座より引落しさせていただきます。

(※国民健康保険税の振替口座は引き継がれません。別途下記●のお手続きが必要です。)

●口座振替ご利用のお手続きについて

保険料の納付書・預金通帳・通帳の届出印をお持ちのうえ、臼杵市指定の金融機関にてお申込みください。原則、申込翌月末の納期限分より口座振替が開始します。申込みを行った当月末の納期限分は納付書でお納めください。

本人と生計を一にする配偶者その他親族の負担すべき保険料を支払った場合は、申告により所得税や市県民税の算定時に社会保険料控除を受けられます。
(特別徴収で納付された分は本人の社会保険料控除の対象です。ご注意ください。)

◆口座振替の申込月と開始納期（時期）【令和7年度】

申込月	～6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
開始納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
振替日	7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	1月5日	2月2日	3月2日